

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年4月24日

金沢地方法務局

登記官 梶 保 子

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第2200-2022-0128号	河北郡津幡町字倉見ハ1番	ため池	29㎡
第2200-2022-0138号	河北郡津幡町字倉見カ1番	墓地	59㎡
第2200-2022-0139号	河北郡津幡町字倉見ヨ56番乙	墓地	204㎡
第2200-2022-0140号	河北郡津幡町字倉見タ47番1	墓地	869㎡
第2200-2022-0152号	河北郡津幡町字倉見井31番丙	墓地	165㎡
第2200-2022-0158号	河北郡津幡町字倉見テ26番甲1	雑種地	198㎡
第2200-2022-0159号	河北郡津幡町字倉見テ26番甲2	墓地	495㎡

5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）

大字倉見共有

6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ]